

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第九號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(九月二十日發行)

目次

講演	米國の囚人自治制	司法省監獄局長 谷田三郎	(一)
資料	監獄作業の狀況	監獄局 齋藤生	(二三)
統計	大正七年七月中入出監並月末在監人員外三表	老龜	(二八)
寄書	九州沖繩教務主任會同雜觀	藤井藤藏	(三五)
	統計に現はれたる各監獄の成績	福岡 井上政雄	(三八)
雜纂	監獄體操に就て	典獄 有馬四郎助	(三九)
	予は看守諸君と語る	霜 翰	(四三)
	秋思	渡邊 圓流	(四四)
通信	在監者の危險思想に就て		(四八)
	精神病と犯罪の種類		(五〇)
彙報	前橋通信		(五四)
	被告人逃走其他——叙任——會報		(五九)
	○立太子禮獻上品に關する兒玉内閣書記官長通知書		(五九)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第九號

講演

米國の囚人自治制 (大正七年四、五、六月監獄協會茶話會に於ける講演)

司法省監獄局長 谷田三郎述

一 緒言

囚人自治制研究の意義—本講演の順序—參考資料

(一) 私は先達て監獄協會の北島主事から此茶話會の席で監獄界の新しい出來事に就て話をして呉れとの御頼を受けました。是迄とても度々講演の御依頼を受け

たのでありますが、毎時も差支を申立て、一兩年以來全く御無沙汰に打過て居ますので、此の度は嫌でも御斷りをするこの出来ない仕儀に至りました。尙ほ御承知の通り當節は監獄官練習所の開所中で、私は此練習所で監獄學の講義を受持つて居るのでありますけれども、忙しいのと不精なので未だ一度も顔出をしないのであります。處が此の茶話會には練習生一同が列席されるのであるから、此機會を利用して監獄學に關係ある講話を致したならば、幾分でも講義の埋合せをすることに成りませぬかと考へました故、旁此席を汚かすことに相成つたのであります。

話題に就ては彼れ是れ吟味した末、三四年前北米紐育州に於て始めて實施された囚人自治制 *Self-government system* の話を致すことに定めました。囚人自治制は監獄事業の専門家は勿論一般社會の耳目を聳動させた近頃の呼物であつて、我國の法律新聞にも一兩度之に關係の記事が見えましたから、諸君の中には既に御注意になつて居る方も少くないのであらうと存じますが、私は此新獄制の研究が我々に取つて格段に重要な意義の有ることを認めねばならぬと信するのでありま

す。其譯は第一、此制度は十九世紀以後の監獄界に於ける破天荒の試みであつて、獄制の沿革史に新紀元を開いたものでありますから、其眞價の如何は姑く措き、我々監獄家は一應其主義内容を研究して新思想の傾向を會得する義務があると思ふのであります。第二に、此自治制は從來の獄制に反抗して起つた改革運動の産物である。而して之れが創立の理由として主張せられて居る論議の中には從來の獄制に存する不備缺點が名殘なく指摘せられてある。是は舊慣に囚はれて動もすれば神經遲鈍の状態に在る我々に取つては正に天來の警告でありまして、心ある者は之を聽いて今更の如く己れの平生を省み、何時までも安閑として居られないと云ふ感を引き起さねばならぬであらうと思はれます。第三に、囚人自治制の創立には餘程面白い芝居の一幕が挿まつて居る。此芝居其物は素より研究の材料などと申すべき性質のものではありますまいが、其場面を注意して見ると舞臺の背景には奇らしい亞米利加監獄の内情が髣髴として浮き上がつて居る。又役者の所作には活潑なヤンキー氣質が躍々として動いて居て、見物人は少なからぬ感興を覺えると共に亞米利加の世態人情に關する知識を得ることが出来るのであ

ります。囚人自治制の研究は我々に取つて斯様な意義を有つて居るものであるから、私は話題として之を選ぶことに致しました。諸君に於かれても右の趣意を御了承の上御清聴を願ひます。

講演は之を六章に分ち第一章に囚人自治制の概念を説き、第二章に自治制創立の由來を説き、——此處で先きに申上げた芝居の筋書を御咄する積りであります。——第三章に自治制に於ける實際の施設殊に此制度の骨子と謂ふべき共和國の組織権限を説き、第四章に自治制施行後の成績を説き、第五章に自治制の理論を形成する基本的觀念を説き、第六章に新制度の創立者が舊制度に對して下した批評的觀察を紹介し、第七章に餘論として新制度に對する私の卑見を陳べる豫定であります。但た私の講話は毎時もながら説明の方法、材料の按排が極めて不完全な上に、用語が頗る難澁でありますから、聽者諸君には定めて多大の御迷惑を懸けることと存じます。此段豫め御辭りを致して置きます。

緒言の中に尙一つ申添えて置きたいのは、參考材料の事であります。私は出来るだけ參考書類の蒐集に努めましたと思ふやうな結果を得なかつたのでありま

す。僅かに集まつた參考書の中で重要なものを舉げて見れば、此制度の創立者たるトーマス・モット、オスボーン氏 Thomas Mott Osborne の著はした「獄中所見」 Within Prison Walls 及び「社會と監獄」 Society and Prison の二書と、同氏がジャフレイ氏編監獄と囚人 Jaffray, The Prison and the Prisoner に寄稿した國立監獄に於ける自治制 Self-Government in a State Prison と題する論文、一九一五年十月の「評論の評論」 Review of Reviews に寄せた「シング・シング監獄に於ける新式制度」 New Methods at Sing Sing と題する論文であります。就中「社會と監獄」は同氏の思想即ち自治制の精神を最も詳細に説述したものであるから、私は此書を第一の典據に致しました。右の外、ヘーコン氏編監獄改良論集 Bacon, Prison Reform に収録してある數多の論文及び米國刑事學會雜誌 Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology に掲載せられた記事論說などを参考に致したのであります。私は自治制施行後の成績を確かめる爲めに、之に關係の統計類を求めて見ましたが、終に其目的を達することの出來なかつたのは遺憾であります。今後引き續き材料の蒐集に力め、他日を待つて本講演の足らざる所を補ひ度ひ考であります。

二 囚人自治制の概念

舊來の行刑制度に關する知識の必要—孤獨制—沈黙制—分類制—階級制—舊制度の行刑主義—囚人自治制の行刑主義—新舊兩制度の比較

囚人自治制の組織竝に理論に關する詳細な事は第三章以下に於て之を説明する積りでありますが、其前に自治制の如何なるものなる乎に就て一般の觀念を明かにして置くのが説明の順序上相當であらうと考へます。

囚人自治制とは囚人に自治を許す獄制であるといふ事は其名稱を一見した丈けで何人も想像する所でありませうが、其所謂自治とは如何なる意味合の者である乎。是を會得するには従前から行はれ來つた行刑制の本質を承知して居なくてはならぬ。舊制度の概念が明かでない以上は囚人自治制の何物たる乎を理解することは六ヶ敷いであらうと思ふ。矢故私は茲に自治制の概念を説くに方つて、一と通り舊制度の旨義を述へて置く必要を感ずるのであります。聽講者諸君の大部分は既に十分舊制度の意義を御承知になつて居るでありませうが、練習生

諸子の中には此事に就て未だ必要な知識を有つて居らぬ向が少なくないであらうと想像します。仍て私は極めて簡單に是迄行はれ來つた行刑制の綱領を述べて、自治制の概念を説明する前提に致し度いと考へるのであります。

十八世紀の末に至つて監獄改良の端緒が啓かれて以來、一には雜居から生ずる同囚惡化の弊害を防ぐ爲め、又一には適當なる教養の力に因て囚人の感化改善を圖る爲めに種々の行刑制 (Régime pénitentiaire, Prison discipline, Strafvolzugs-System) が創設せられた。其中で最初に實施せられたのが、北米ペンシルヴェニア州の孤獨制 (Solitary System) である。是はクエーカー宗の教義に基き、獨愼、懺悔の效に因つて、罪を贖ひ善に入らしむることを本旨とするもので、最も嚴正なる意味の晝夜獨居拘禁法である。之と相駢んで隣國のニューヨーク州では晝間雜居、夜間獨居の拘禁法を採用した。此制度は最初同州オーバリン市の監獄で實施した縁に依て、之れをオーバリン式獄制 (Auburn system) と謂ひ、又晝間雜居中は嚴に囚人相互の交談を禁ずる點より觀て、一に之を沈黙制 (Silent System) と名けるのである。——本講演の目的物たる囚人自治制も亦最初ニューヨーク州のオーバリン監獄で實施したのであ

るから、同監獄は監獄史上二個の新制度を開始した名譽を擔ふことになつた。右に述べたペンシルヴェニア式とニューヨーク式の二制度が歐洲に輸入せられて、監獄改良の模範となつたのであるが、歐洲に於ける研鑽の結果、更に分類制 (Classification System) 階級制 (Progressive System) の二者が之に加はることになつた。分類制とは、囚人の身分、年齢、罪質、刑名、刑期、犯數等を標準として、在監者の種類を分ち、其種類別に應じて拘禁及處遇の法を別異する仕方を謂ふのであつて、此制度は經費其他の關係から獨居制を實施すること能はざる歐洲大陸諸國で試みたものである。階級制一名累進制とは、刑期の過程に基いて階級を設け、階級の進むに従つて、囚の方法を寛にし、最後の階級に達した者には假出獄を許す仕方を謂ふのであつて、此制度は元と英國で作られ、漸次歐洲大陸並に米國へも移入せられたものである。

現今歐米の獄制は區々に分かれ、各異つた管理の形式を採て居るが、行刑制の基く所は何れも前に列擧した四個の制度に外ならぬ。但た適用上に手心を加へ、甲國では單純に其一二を採用し、乙國では總ての制度を取捨折衷して居ると云ふに

過ぎない。而して各國共に遇囚法の本領として次の原則を認めて居るのである。

(一) 囚人の生活關係即ち衣食住運動讀書作業交通等は都て成文又は不文の法令を以て之を規定し、其範圍内に非ざれば自由を與へず。而して囚人は斷えず監獄官吏の監視の下に之を置き、其動作は悉く官吏の命令に待たしむる事。

(二) 罪囚改善の最良方法は行刑の嚴正を保維するに在り。而して行刑の嚴正とは第一に掲げたる監獄紀律を勵行するの謂に外ならざれば、感化改善の效を擧ぐるには必ず紀律の勵行に努むべき事。

私は以上の叙説を以て舊制度の要領を述べましたから、是より進んで本題目に入らうと思ひます。

囚人自治制とは何である乎。之れが性質と之を創設した理由に就ては此制度の創立者たるオスボーン氏が其著書に可なり詳しく説明を與へて居ますけれども、亞米利加人の癖として一見事物の全體を概念するに足る學術的定義は下して居りませぬ。又實際完全な定義を作ることには至て六ヶ敷いのでありますが、創立者

の主張並に實際の施設を綜合して之を要約すれば囚人自治制とは囚人に對して成るべく多くの自由を與ふると同時に彼等をして互に責任を負はしめ監内の取締及教養は原則として彼等自身の經營に委ね監獄官吏は之を助成するに止むることを主義とする行刑制であると謂ふことが出来るでありませう。之を分析的に解説すれば此制度の特色は左の點に存するのであります。

(一) 監獄は囚人に對し成るべく多くの自由を與ふること。

(二) 囚人は其行動に付き各自分身一體の觀念を以て互に責任を負擔すること。

(三) 監内の取締即ち拘禁戒護檢束懲罰は主として囚人相互の責任を以て之を擔當せしめ監獄官吏は其補助を爲すに過ぎざること。

(四) 囚人の感化教養は主として囚人自身の工夫訓練に委ね彼等相互の努力練習に因て自發的に改善の實績を擧げしめ監獄官吏は已むを得ざる場合の外之に干渉せざること。

以上摘示した新舊二制度の綱領を對照比較すれば囚人自治制の本質を理解す

るに難からぬであらうと考へます。即ち舊來の行刑制は紀律 Discipline を基礎とする官權主義の制度 Bureaucratic System であるに對し囚人の自治制は囚人の自由 Liberty と相互責任 Mutual Responsibility とを基礎とする民主主義の制度 Democratic System である。前者は囚人には已むを得ざる場合の外自由を與へざるを行刑の本義とし後者は成るべく囚人に自由を與へ之れが用法を練習せしむるを行刑の目的とす。前者は官吏の手に依る教化善導を以て囚徒改善の最要手段と爲し後者は囚人の自修自發を以て至上の行刑方法と爲すものであります。

右は遇囚法の上から新舊二制度を比較して囚人自治制の概念を略述したに過ぎないのであります。此新制度の基礎となつて居る理論は後の第五章に於て説明することとし次の章では自治制の成り立つた由來を御話致します。

資

料

監獄作業の状況

監獄局 齋藤生

歐洲戰亂の影響は遠く其餘波を極東に及ぼし我國民農商工業は爲めに振古の假賑を極め牽いて監獄作業の上にも其結果は現れ來れり、さなきだに繁忙なりし監獄委託業は近時頓に其數を加へしに頃者出兵等の爲め軍需品の引受事業は一層盛大ならんとする傾あるを以て我監獄局に於ては戰時監獄作業の狀態を察せんこと喫緊なりと思惟し各監獄に照會し親しく其報告を求めんと企圖し先づ大正六年度中に就き調査を遂げたり就いて之を見るに同年度中に於ける軍需品製作賃は一四一、八七二圓にして之に要したる材料購入費は三八、三九五圓なるを以て此割合二割七分〇六なりとす、然るに同一年度中に於ける官公衛委託品製作賃は八七、九二〇圓に對し所要材料購入費は五六、五四一圓なるを以て其割合六割四分三厘なり而して此兩者を比較對照するに監獄作業其ものより見れば軍需品の製作は頗る良結果を生めりと謂はずんばあらず故に此狀態よりすれば將來軍需品の製作に意を用ひ之をして益々盛大ならしめんには所謂自給自足の理想にも添ふものと謂ふも強ち過言にはあらざるなきか。

而して軍需製作品は主として肌着類靴下等比較的單純製作品其重なるものを占めたり固より監獄所在の土地の状況並に交通の便否等四圍の事情に依り一概に言ひ得べからざらんも軍衛と監獄との所在を同一にせる個所にして然も軍需品の製作引受之れ無きに反し却て軍衛の所在地にあらざる監獄にして之を引受け且相當の好果を收めたる所なきにあらざる此間必ずや特別の事情關係あるものならんとは想像に難からざれ共調査の結果より見れば軍需品の製作は一般官公衛の委託品製作よりも遙かに頭角を現はし監獄作業の能率を増進せることは否む能はざらんとすされば假令平時に在りても尙有望なる監獄作業は軍需の製作に存すと謂ひ得べく之に依り業種縮少を掛念するが如きは蓋し杞憂に過ぎざらん。

今左に参考の爲め委託製作の收支調を監獄別にして計上す内該作業を施行せざるは東京、青森、三池、函館、樺戸の監獄にして尙製作賃累計二二九、七九一圓に對し材料購入費の合計は九四、九三二圓なり之に要したる投資の率は四割一分三厘一の數を示せり。

大正六年度中軍需品及官公衛ノ委託製作ニ關スル作業收支調

監別	軍需品		官公衛ノ委託製作		計
	製作賃	所要材料費	製作賃	所要材料費	
小	九、九六〇、九三三	五、八四四、七一九	一〇、四四九、三三三	六、一六六、六〇〇	三〇、四二〇、三六六
青	九、九六〇、九三三	五、八四四、七一九	一〇、四四九、三三三	六、一六六、六〇〇	三〇、四二〇、三六六

(五一) 料 費

監別	製作賃	所要材料費	製作賃	所要材料費
東	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
豊	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
栗	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
横	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
浦	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
前	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
千	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
水	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
宇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
甲	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
靜	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
名	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
安	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
難	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
岐	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
金	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
新	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
福	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
宮	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
盛	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇
青	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、六六六	一、一〇〇、〇〇〇

刑罰	拘留		罰金		禁錮		無期	三月以下						
	留計	刑計	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下			三年以下	五年以下	十年以下	十五年未滿	十五年以上	
受刑者數	五二,〇四六	二一,九九二	二,〇九四	一,三三五	五,四一八	二,三三三	五,四一八	二,〇九四	一,三三五	五,三九〇	一,五二六	一,一六一	一七三	一九二
受刑者年齡	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿
合計	五二,〇四六	二一,九九二	二,〇九四	一,三三五	五,四一八	二,三三三	五,四一八	二,〇九四	一,三三五	五,三九〇	一,五二六	一,一六一	一七三	一九二

大正七年七月末日現在在監受刑者罪名表

(△、減)

刑罰	拘留		罰金		禁錮		無期	三月以下						
	留計	刑計	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下			三年以下	五年以下	十年以下	十五年未滿	十五年以上	
受刑者數	五二,〇四六	二一,九九二	二,〇九四	一,三三五	五,四一八	二,三三三	五,四一八	二,〇九四	一,三三五	五,三九〇	一,五二六	一,一六一	一七三	一九二
受刑者年齡	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	十八歲未滿
合計	五二,〇四六	二一,九九二	二,〇九四	一,三三五	五,四一八	二,三三三	五,四一八	二,〇九四	一,三三五	五,三九〇	一,五二六	一,一六一	一七三	一九二

くはなつたが別の旅館に到着の本願寺三松教學課長を訪問して見た、お休みの事で予も亦お休みにした、同人申合せて翌朝は八時迄に監獄に到り、永田典獄其他に挨拶して早速開會した、先づ鎌田老を座長に推し加藤君を書記に囑託し、最初典獄教學課長のお話があつて議事に入つたが、案件總數六十、内教誨に關するもの二十六、保護に關するもの十一、雜件二十三、其中には同一趣旨のものもあつて分類取捨せられたけれども随分多數であつた、其中、近時の新思想に對する教誨の方針、黄金萬能主義と道德思想の調和、九州人の一時的突進的短所に對する指導方法、在監中惹起したる信念を出獄後永久に持續する方法、教誨の最適當なる時刻、女後の念査定の條件、年齢別又は性別に對する教誨の區別、行刑政策と教誨の關係、保護を嫌忌する出獄人に對する保護方法、等は予の注意したる研究問題であつたのみならず、他の同人も熱心に討議を凝らした、其外有益なる案も

めた、三松教學課長亦大に其必要を感せられ助言の勞を取られた、賢明なる我九州監獄教務主任諸兄は唯の一人も反對する人はなかつた、何れも異口同音に其美譽たるを賛せられたのは予の大に感謝する處であつた、然るに鎌田君の内々意を碎かる、事件もあつて即座に履行といふわけに行かなかつたのは聊か遺憾に感ぜざるを得ないが、既に誠意を以て賛同せられたる諸兄は必ず實行せらるるに到らんと喜んで居る、第二日午食後は監内を案内せられた、流石新築監獄ではあり、控訴院所在地ではあり、監内の整頓せるには敬服の外ない、且要所々々の樹木は何れも可憐に理髪せられた頭の如くに剪刀を入れられ、明地は遺憾なく利用せられて植物の栽培に手が届いて居る、典獄のお話には在監者の業としての植物は不自由なく、且つ數年の後には茶樹より得る收穫は餘程大なる見込であるこの事、如何にも然らんと思はれた、教誨室は割合に大きくないが、佛前の莊嚴は立派なも

澤山あつたけれども既に度々討議して或結論に到達しながら實行難のものも尠くなかつた、就中予の一寸躊躇した問題は「特設監獄は果して豫期の効果ありや」といふのであつた、九州に於ては女監も少年監も未成年監も直接關係を有せる予としては、輕々に看過することの出来ぬ問題である。無論目下研究中に屬する特設監の効果如何は甲乙非人毎に所見を異にする者があると共に、十人が十人一致して居る是認點もある、けれども此會同に於て其効果の有益を論議するの適否を知らざりて撤回せられたので其儘となつた、何分朝から晩まで研究に餘念なきため、殆ど休憩時間もなかつたが、第一日食後休憩時間を利用して予は同人諸君に突飛なる相談を提出した、即ち近來唱ふる處の教誨師禁酒問題である、予は各方面より觀たる愚見を述べて禁酒の必要を説き、此會同を機會として諸君と共に禁酒同盟を結ばんは如何にと勸

のである、殊にお花は花瓶の小さなものを一對用ゐられたのは妙案、此處で斯道の達人鎌田老が獅子吼せられたならば、嘸かし在監人の肺腑に浸透して懺悔の涙に咽ぶものが多いであらうと想ひながら禮拜して去つた、第三日には永田典獄の懇切なるお話を承り、三松教學課長のお話もあつて正午過ぎ閉會した、開期中同監獄の各主任諸君は熱心に傍聽せられ、折々は色々の質問もあり希望もあり、且つ説明もあつて多大の啓發を與へられたこれ永田典獄指導の然らしむる處なりとはいへ、各主任諸君の忠實熱心なる態度感服するの外はない、其日午後二時四十分諫早驛發、長崎市に向ひ直に片淵分監を見た、此處にも秋元典獄補の懇切なる案内説明を得て一同多大の満足を感じた、分監には各監獄から控訴して來て居る處刑者が澤山あるので、往訪の教誨師の顔を見てなつかしがつて面會を願出づるもの、教誨師から言葉をかけて慰諭するものなどあつて、割合に手間が懸つた、薄暮

裏後藤町旅館高島屋に引上げて一浴後新たな勇氣を奮つた、元氣のよい諸兄は長崎の夜景見物に出掛けたが、予は調査事項の整理もあり足無性にあり、鎌田兄と共に蹈留まつて動かなかつた、翌日は午前三菱造船所を見て午後は三々五々各々歸路に就いた、嗚呼此會同、會期は僅々三日間に過ぎざるも、得る處は山積の大なるものがあつた、第一集合の人員が十人内外なる爲め研究討議に精密意を盡す事が出来る、彼の數十人一團の會合にては得る能はざるの利益がある、又其區域が九州といふ一小範圍なる爲め、各監の狀況略似通うものゝあるので、相談の纏まりが好い、彼の各監隨意とか適宜とかいふ決議は比較的少きを得るの利益がある、其他列擧すれば色々利益はあるが要するに樂み甲斐のあつた會同であるといふに吝ならずである、此種の會同が全國各地に於て毎年廻り／＼に行はれたならば、斯道の爲め必ず好結果を擧ぐるに違ひなからうと思ふ。

統計に現はれたる各監獄の成績 (承第三十一卷第五號)

監獄局 藤井 藤藏

九、指紋法の成績

指紋法實施以來滿十年を経過したのである。其成績も年を逐ふに従ひ顯著となり、明治四十一年十月施行されてより大正六年十二月迄の成績を取調べて見ると、監獄局に於て指紋原紙整理中、包藏せる前科を發見したるもの千四人。監獄より對照を求めたるものに對し、發見したるもの九百八十六人。警察署檢事局其他より對照を求めたるものに對し、發見したるもの四千二百五十四人。其發見總數は實に六千二百四十四人の多きに達して居る。大正六年十二月末日現在保管原紙は三十四萬二千八百九十九枚となつたのである。

指紋法の成績は、就中大正六年に於て其著しきものあるを認め得らるゝのである。吾人は此際指

紋法が刑事界に活用されつゝある狀況、並に大正六年の成績の一端を報道したいと思ひまして、最

指紋の對照と前科發見

對照及發見數

原紙整理中 監獄局發見	監獄ヨリ對照ヲ求メタル數	同上發見數	警察其他ヨリ對照ヲ求メタル數	同上發見數	發見總數	對照數ニ對シテ發見數ノ百分比
大正六年	一三〇	五六七	二、六七八	一、二三七	一、五五〇	四三・八
大正五年	九〇	五四二	二、三五七	九一七	一、一四九	三六・五
大正四年	一〇三	六〇八	一、八〇二	六〇八	八七四	三二・〇
大正三年	一〇〇	五五一	一、四三〇	五一三	七五三	三三・三
大正二年	八六	五四八	一、三二七	四六六	六八五	三一・九

前表に依り更に大正六年の成績に付其概要を摘出すれば、次の通りとなる。

一、原紙整理中の發見増加 是れは曾て指紋を押捺したることなきものとして、各監獄より原紙を作成送付し來りたるものの中、當指紋部に於て、該原紙を整理するに當り、包藏の前科が發見されたのである。中には偽名のものも尠くない。其數が大正二年より大正五年迄の一ヶ年平均

二、對照數に對する發見歩合の増加 各監獄、警察官署、檢事局等より對照を求め來る數は年々累加するのである。從て發見數も増加すること當然であるが、茲に特に報道したいのは發見率の増加である。大正五年以前四ヶ年間の平均數は對照數百人に對する發見數は卅三人四分の割

合なるに、大正六年は四十三人八分に達して居るのである。就中監獄の「要對照」に對する發見歩合は大正五年以前四ヶ年の平均數は二十五人七分なるに、大正六年は三十人二分に増加したることは顯著なる好成绩なりと言ふを憚らぬのである。

三、發見増加の事由 前述の如く、從來原紙整理中の發見が、一ヶ年平均九十五人なりしものが、大正六年に於て百三十人に劇増し。又對照百人に對する發見歩合が、從來三十三人四分なりしものが四十三人八分に増加したと云ふ様な好成绩を示すに至つたことは、數字の證明する所であつて。是れは監獄其他各所より對照の爲め送付せらるゝ指紋の印象が式に適ひ、漸く鮮明となり、確實なる對照を爲し得るに至つたことも増加の一因たるに相違ないが、之と同時に當指紋部員が熱心に、徹底したる對照搜索に努力する結果であることも認めて貰ひたいのである。

發見するに至らざる時は或もの對しては、更に人を替へ、警視廳に交付しある副本に付三調せしむること。之れ警視廳に於ては副本に對し、右手の指紋番號を標準とし整理しあるを以てなり。

此の如く一條の指紋原紙を對照するに、再調若くは三調を遂げたる後にあらざれば該當者なきものと決定を與へざるが爲め、其手數は往時に倍獲せるも、發見數に於ては頗る増加することとなつたのである。

十、指紋に據る前科發見監獄別

指紋法の成績が、良好なりしことは既に數字が物語て居るから、以上の外説明を試んとするのは寧ろ無用である。故に吾人は、轉じて監獄が指紋法の利用に關し、如何なる狀況であるかといふことを數學上より觀察して見ようと思ふ。其方法として、最近三ヶ年(大正四年、五年、六年)に於ける各監獄受刑者中、指紋に據り前科發見したるも

四、對照に付て再調三調 實際を云ふならば、當指紋部に於て對照を遂げ、該當者なしと回答したるものが、其後監獄等の調査に依り全く氏名を詐稱し、且つ前科を包藏して居つた事實の發見したことも稀れにあつたのである。發見の出來なかつた理由が如何であらうが、夫れでは指紋法の効果を疑はしむることゝなるのである。

豫て報道した通り容年十月當監獄局に於ては、指紋原紙取扱心得なる者を制定せられ。指紋函は毎月順次検査を遂げ整理の確實を期すること。對照を求め來りし指紋に對しては、類似の指紋番號は數回繰返し對照を試み、發見に努むる事。斯の如く數回繰返すも尙發見に至らざるときは、時に分類上の見解を異にすることなきにあらざるに依り、他の係員を指名し再調せしむること、之れ再調の際該當者を發見すること絶無にあらざるを以てなり。再調するも尙

の及各監獄より對照を求め來つた數を調査比較して見ることにしたのである。

此調査の結果に依り、即ち各監獄、分監より送付し來れる新入原紙取扱中、當監獄局に於て、前科包藏を發見したる數の多寡に依り、當該監獄に於ける身上調査の精粗を窺知することが出來、又指紋の對照を求めらるゝ數の多寡に依り、當該監獄の指紋利用に關する觀念如何を推測することが出來、又對照を求められたる數と、其發見數との割合に依り、對照濫否の一端を想像することが出来るのである。

細言せば、入監數と比較して觀て、指紋の對照を求めらるゝことの頗る僅少ななる監獄も、又頗る多き監獄もあるのである。之れは拘禁在監者の種類に依り、一概に言ふ譯には行かないが、随分懸隔の甚しいものがある。中には確な調査も遂げずして對照を求むるのではないかと疑はるゝものもないではない。夫れは發見したる前科が、對照を

監獄より求めたるもの 二八五
 警察其他より求めたるもの 四〇四
 三、監獄局發見數の中には出獄後發見したる分も包含す

○監獄體操に就て

福岡監獄教師 井上 政雄

社會の安寧秩序を破り國法の違犯者として囚れ
 の身となりたる囚徒は智能缺陷者よりも寧ろ徳義
 缺陷者に多く視る所にして彼等は通常時に備ふべ
 き常識に部分的の缺陷を生ぜり従つて規律的共同
 的敏活的實行的攻撃的防禦的思想を缺き従つて向
 上心名譽心乏しく體質に於ても亦社會の要求する
 體力を具備せざるを常とす故に彼等を感化矯正し
 第二の國民たらしむるには上述諸種の缺陷の原因
 に向つて治療を施すを以て主眼とす然して此等の
 原因の一部は教育不完或は社會制度の不備に基因
 すると雖も一部は又體質の發達常規を逸し其の一
 部に於て一見良好なるが如しと雖も一部に於ては

頗る幼稚にして爲に其の生活機能に均等の度を失
 し不知不識病的の動作を養成するものあり殊に神
 經系統及五官にありては此の現象著しく彼の耳鼻
 咽喉科の疾患を有する者が犯罪者に多きを以て知
 らるべし。

或は又其の他の諸臟器にありても其の發達の不
 完全ならんか勢ひ生存競争場裡の失敗者となり不
 知不識犯罪行爲を敢てする者尠しとせず然らば即
 ち此等の原因を除去せんには一方醫術の援助を待
 つと共に一方適當なる體育の應用によりて身體各
 部の發達を均齊ならしめ各臟器の機能を向上なら
 しめ肉體的並に精神兩能率を増加せしむるを必要
 とす殊に監獄に於ては社會に於けるが如き自由な
 る作業を授くること不可能にして彼等は終日工場
 にあるも額に汗するが如き強き作業に従事するこ
 と極めて尠きと共に狹隘なる監房内に起居し清淨
 ならざる空氣を呼吸し其の營養も亦完全を期する
 能はず然るに一方彼等の職業的勞働種類は殆んど

肉體的の發達向上を期するもの尠く殊に少年受刑
 者に在りては其の體格成熟期に在るにも關はらず
 上述の如き生活法に服従せざるべからざるを以て
 之を矯正せんには德育的手段に待たざるべからざ
 るは勿論なれども上述の如く肉體的の缺陷が犯罪
 原因の一部と做すべき以上は德育的と共に體育的
 方面の矯正法を施すに非ざれば到底其の目的を
 達する能はざるべし。

然れども監獄内の規律は彼等をして徒に體育に
 耽らしむるを許さざるのみならず勞働時間に對す
 る休憩時間の關係より視るも吾人の目的を達せん
 爲には適當なる體操科を課して德育的手段と共に
 彼等を矯正するの外道なしと信ず監獄當局者も夙
 に此の點に着眼する所あり大正四年十月少年監設
 置以來少年受刑者に對して體操科を課する事とし
 小官をして之を主管せしめられたり爾來の成績頗
 る著しく遂に大正六年五月吾が伊藤典獄赴任以來
 一層其の方式に改良を加へ當に少年囚のみならず

未成年囚並に成年囚にも亦之れを課する事とせり
 其の成績以外に顯著にして囚徒の側に於ても亦頗
 る之れを歓迎するを視る此に於て吾が監獄に於け
 る體操科實施の概略を記して會員諸子の批評を仰
 がんご欲す施行以來日尙ほ淺きを以て詳細なる
 成績に關する統計の如きは追て之を報導する事に
 せり。

福岡監獄體操に就て

吾が監獄體操は陸軍戸山學校體操教範草案及び
 文部省體操科教授要目を土臺として案出せるもの
 にして加ふるに囚徒の職業的勞働に顧みて多少身
 體矯正的の要素を加味し其の他又運動量及び實施
 時間の量に於ても少しく變更を加へ殊に規律的及
 共同的精神の缺乏せる囚徒の事なれば體操科中教
 練に屬する部分は一層嚴格に之れを實施す。

一、體操科分額

- イ、基本體操
- ロ、應用體操
- ハ、教練
- ニ、競技

體操は教練應用體操基本體操の順に施行し競技は時間の餘裕を得る毎に實施す

三、時間

- 1、朝の運動 朝食前冷水摩擦後拾分間呼吸運動及び簡單なる基本體操を行ふ
- 2、午後の運動
 - A、少年因の體操は一時間規定の順序に行ふ
 - B、未成年因及び獨居拘禁者は三十分間基本體操を行ふ
 - C、成年因は拾五分間基本體操を行ふ

(4) 基本體操

一、目的 體力を發達せしめ骨格を強壯にし併て身體の各筋を柔軟にし血液の循環及び呼吸作用を促進せしめ成育の不正を矯正し且つ動作の敏捷を計り出獄後職業的勞働に適合する體態を養成すると共に個性の觀察を行ふを以て主眼とす

基本體操教材一覽

分類	種類	別	準備姿勢	注意事項	教材に主なる筋
上肢運動	1. 踵の上下運動 2. 踵を上げ膝の屈折 3. 膝を上げ腕を擧げる 4. 腕を前に擧げる 5. 腕を左右に擧げる	手を腰に	1. 上肢の姿勢を崩さざる事 2. 脚の運動中(四、五)は膝離の關節を固定して行ふ	上肢諸筋及び一部胸筋背筋の動的勞力 其他諸筋(殊に背筋)の靜的勞力	
下肢運動	1. 踵の前後屈 2. 同左右屈 3. 同前伸及び下伸 3. 同左右轉向	脚を左右に開きて	1. 上肢の姿勢を崩さざる事 2. 脚の運動中(四、五)は膝離の關節を固定して行ふ	上肢諸筋及び一部胸筋背筋の動的勞力 其他諸筋(殊に背筋)の靜的勞力	
胸の運動	1. 背の後伸 2. 補助者による背の後伸	手を腰に脚を開きて	胸椎を十分前方に張りて胸中を擴大す 即ち肋骨を前に出す	背筋の動的勞力 其他諸筋(殊に下肢諸筋腹筋)の靜的勞力	
頸垂運動	1. 膝を屈げ腕を擧げる 2. 脚を前に擧げる 3. 肘を屈げる	鐵棒に懸りて	1. 體と脚股と腰とを直角にする 2. 膝は踵の關節を固定す	上下肢諸筋及び一部胸筋背筋の動的勞力 其他諸筋の靜的勞力	
背の運動	上體の前屈	脚を右(左)に開きて手を腰に	上體の姿勢を崩さず事なく眞直ぐにしつゝ約四十五度腰より屈	腰部諸筋の動的勞力 其他諸筋(殊に背筋腹筋)の靜的勞力	
腹の運動	1. 上體後屈 2. 肘の屈折 3. 脚を擧げる	1. 手を腰に脚を前に出して 2. 體を前に支へ 3. 仰姿勢	1. 脚の各關節を固定して上體を後に倒す 2. 踵より頭までの各關節を固定し一直線なるを要す	1. 腹部諸筋及び一側下肢諸筋の動的勞力 其他諸筋(殊に腹筋背筋)の靜的勞力 2. 上肢諸筋の動的勞力 其他諸筋の靜的勞力 3. 腰部諸筋の動的勞力 其他諸筋の靜的勞力	
横腹運動	1. 上體の左右捻轉 2. 同左右側屈	1. 右(左)脚を前に出して手(腰)に開きて 2. 脚を右(左)に開	1. 他の體部の姿勢を崩さず事なく右(左)に上體を十分旋回す但しは第八腰椎より屈	斜腹諸筋及び後腹諸筋の動的勞力 其他諸筋の靜的勞力	

二、注意事項

- 1、身體各部の均等なる發育就中内臟の強健は體育上重要な之が爲め筋骨の完全なる發育を計ると共に重要なる内部器官の發達に特に留意するを要す
 - 2、各種類の基本體操を規定の時間内に包含し身體各筋を完全に運動せしむるを要す
 - 3、簡單なる運動より漸次強き運動に移り習技者をして容易に實施し得せしむるを要す
 - 4、強き運動後は直ちに休憩に移る事なく再び簡單なる運動を行ふを要す
- 三、順序
基本體操は準備運動より主運動に移り終末運動を以て終了す
- 四、時間 約二拾分間
五、分類 準備姿勢 準備運動 主運動 終末運動

運動末終	運動	呼吸	筋力
3. 腹式深呼吸	1. 胸式深呼吸 2. 腹式深呼吸	1. 脚を右(左)に開き、腕を左右に舉げつゝ、 2. 脚を右(左)に手を腰に	胸、呼吸諸筋殊に胸壁諸筋動的努力 其他諸筋の静的努力 腹、呼吸諸筋(殊に横隔膜)及び腹筋の動的努力 其他諸筋の静的努力

ロ、應用體操

一、目的 勇敢活潑なる氣力並に敏活心突撃心防禦心を増進し且つ身體の輕捷強靱及び持久力を最高度に發達せしめ基本體操と相俟つて體操の目的を完全ならしむるを主眼とす

二、注意事項

1. 應用體操は簡より激に進み熟練を計るを要す
2. 身體の一部に偏せざる様に各種類を配合せしむるを要す運動配合にして不完全ならんか身體各部の過勞を來す恐あり故に順序正しく實施するを要す

三、種類

1. 跳繩(幅跳高跳)

呼吸は鼻よりなし胸式にありては十分肋骨を前に張り出し胸中を擴大すは胸部に意を用ふるこなく横隔膜を十分下方に壓す
呼吸より吸氣に移る時は短息呼吸より吸氣に移る時は短息呼吸一回時間呼吸を停止す

ハ、教練

一、目的 訓練して共同規律心敏活心實行心を養成するを主眼とす

二、種類

- A. 各個教練

不動の姿勢(頭背椎胸及膝に着眼す)右(左)向け 中

四、時間 約二十分間

2. 跳下蓋此の運動は地上にて跳方の要領を十分に會得せしむるを要す

3. 鐵棒(尻上り脚上げ上り肘懸け上り海老上り懸垂上り振り上り俯下り後下り振り跳び)

4. 平行棒

五、時間 二十分間

二、競技

目的 身體の練習と共に名譽心共同心を喚發し快活なる氣象を養成するものなれば時間の餘裕を得る毎に施行す

種類 共同走競走 障礙物競走

注意 嫉妬心 抵抗心 囚徒の事なれば個人的競技は絶対に之を行はず

雜 纂

予は看守諸君と語る (十六)

典獄 有馬 四郎助

我が親愛なる監守諸君、諸君が日常服膺せらるべき執務上の心得と、修養上の項目は素より二三にして止まらざる也、予は今之に對し一々論議を試みんとするものにあらざれども、中には最も大切な簡條にして而かも閑却され易き事項なきに非ず、唯だそれ等の事項に付き聊か所見を述べて

右(半左)向け 後向け
行進運動(逃走距歩行進間の方角變換)斜に右(左)進め廻れ右前

三、注意事項

1. 各個教練に於て感染したる弊習は常に固着して之を除く事難く各個教練の不完全は部隊教練に於て補ふ事も亦困難なるか故に各個教練は綿密嚴格に之を實施し要すれば其の動作を分ち丁寧懇切に説示し之を會得するに至り次の動作に及ぶべし
2. 各個人の能力と體力とにより教育手段を異にするを要す

故に熟練を以て完全するものなる故に會得したる後と雖も時々各個教練を行ふを要す

B. 部隊教練 小隊中隊教練の二とす

1. 小隊教練に於ては主として整頓行進運動各種の方角變換を行ひ熟練せしむ
2. 中隊教練は正規隊形及び應用隊形の運用を行ふ

四、注意事項

1. 部隊教練にありては小數者の未熟は全隊に影響するものにして殊に整頓にありては其の影響甚しきを以て各人の缺點を指示し矯正し共同心を養成す

諸君の參考に供するも、亦た強ちに無用の業にあらざるべきを信す。

評判よりも實力を重んずべき事

世間の實際を見渡すに、人の一生に於て斯世の評判はど悞るべきものあらず。縦し其がアヤフヤなるものにて、一たび之を受ければ最早一生の浮沈をば、之にて決せられずんばあるべからず、實に其威や絶大其力や無限と云ふべし、故に人は常に評判に由つて自由に活殺せらるゝと云ふも、敢て過言にあらざる也。斯くて世人は悉く評判の奴隸となりて、滔々として其支配下に左右せられ、唯だ惴々焉として之に畏れ仕ること、恰かも帝王の威にも向ふが如き有様也、而して斯くも評判に驅使せらるゝこと、之を一般人情より見ればこは之れ人間浮世の運命なれば、事實如何共すべからずとの論も、一面の眞理ありと認むべきに似たり、何となれば世間は即ち實力にて通用するよりも、評判にて通用するが實際の事實にして、苟くも

此世の人を相手とし此世に身を處せんとする者、

世の評判を無視しては到底何事も爲し能はざれば也、見よ人の成功利達の跡を、而して又た失敗不遇の基を、前者必ずしも實力に由るに非ずして、後者亦た必ずしも無能に基きたるに非ざるは、歴然争ふべからざるの事實とす、さらば何事も必要の前には道理ありと云ふが如く、人は皆實力よりも先づ評判なる虚名を善くせんが爲めに、巧言令色も追從諂諛も、果ては人を讒誣中傷して己れの忠實を衒ふが如きも、皆之れ自己の名を揚げ評判を善くせん爲めの必要に出づるものなれば、敢て咎むべきに非らざるべき乎、夫れ然り豈に夫れ然らんや、我が親愛なる看守諸君の高潔なる精神と正義なる觀念は、彼是之を辨難せざるべからざる程に不正確なるを信せざれば、予は敢て茲に多言を用ゆるを好まず、唯一言以て之を蔽へば評判も斯く迄にして贏ち得たらんには、之れ又た一種の詐欺取財たるを免れずして、天人共に憤ふる所、

必ずや的面の膺懲として化の皮剥がれて大なる赤恥をかくの時來るか、若くは不慮の災難に罹りて困頓起つ能はざるに至るか、二者其一に居るべからざる也。

要するに評判に重きを措く素より不可なしと雖、其評判たるや宜く實力に伴ふもの即ち實の實たらずんばあらざる也、古來其實なくして徒らに名を博するは君子の耻也と誨へらる。吾人は今日の弊風に倣ひ苟くも實力なき空相場の評判を取るべきに非ず、若しも此一點にして儼然たる操守なからんか、司獄官たる資格に於て既に大なる缺失なりと云ふべし、深く思はずんばあるべからざる也。

評判のみにて人を批判

すべからざる事

評判は決して輕んずべきものに非ず、されど又た之れほど宛てにすべからざるものもあらざる

也、人は評判の如く悪人にも非ざれば、又た評判の如く善人にも非ずといへるは、能くも穿ち得たる俚諺にして、吾人心して之を實際に顧みる時、悉く其言の通りならざるなきを見るべし、然るに世人の淺聞しき一たび無責任なる人の評判を聞くや、直ちに妄信して其人物の如何をば早くも之にて断定せんとす、而して此事や相當の學識經驗ある人ですら尙且然らざるを保せず、概すべきに至り也。

要するに輕々に世の評判に由て人間を批判するは頗る危険千萬の事にして善にもあれ惡にもあれ評判は到底其肯綮に當るものに非ず、而して其真相を得ざる評判を輕信したる結果は、遂に彼我相互の不利不幸を見るに至るは必然の成行ならざるべからず、例へば彼れは出來物なり正直者なりと聞けば、其實力を極めずして直ちに尊信敬重し、彼れは又た無能漢なり横着者なりと聞けば、其實際を突留めずして忽ち輕侮冷遇せんとす、之れ實

人君子の敢て爲さざる所なれども、小人俗輩に至つては常に能く好んで爲す所也。

吾人司獄官吏は其管理する在監者の人物如何に就て常に重大なる批判の權威を有す、之れ職分上當然の事にして彼等在監者は、其一身の浮沈興敗一に司獄官吏の方寸の中に左右せらるゝと云ふの至大なる、亦た實に惟ふべきにあらざるや、是を以て彼の批判者の能く陥り易き評判輕信の弊を防ぐに於て、茲に甚大の注意と深刻の省察をば、我が親愛なる看守諸君に望む、之れ豈に當然の要求ならざらんや。

○秋 思

霜 翰

□一葉 落ちて天下の秋を知る、秋慶すべきか、將吊すべきか、勇者論じ、智者語り、騷人に正説あり墨客に俗論沸く、知らず天下の秋を如何

やに秋風ぞ吹く、とは歌人の詠なり、俳人は又「思ふことなき顔しても秋の暮」と啣つ、秋は追想を恣にするの時なり、深思熟慮の季にして追懐願往の節なりと、秋遂に解すべからざるか。

□秋高 くして馬肥へたり、秋は飽きなり、米穀草物の成熟し飽き満ちて豊饒なるを意味す、秋は豊稔の秋なり、物價低落の秋なり、四季の語源を論ずるものは曰く、春は張るにして萬物伸張の義より來り夏は其氣炎々たる熱しより轉化し、冬は寒風肌を刺すの冷ゆより來り、秋獨り滿々の飽きより轉化せしは眞なりと、予其正否を知らずといへども、四季の内問題の尤も多きは秋なりとす、問題は研究に入り研究は眞理を發す、秋は活動の天なり啓發の地なり、これを人生に譬へんか青年は草木の發芽に於ける春にして希望多しと雖も尙軟弱の域にあり、壯年は生々の氣熾るが如くにして夏の如しと雖も血氣に逸るの慮あり、老者は衰頽萎縮し其用を爲

に解せんとするか、予をして少しく諸説の引用を許さしめよ。

□金風 颯々として南窓より入り、天は高く、月は清し、夜燈親むべく、襟を正して萬卷の書を讀むに適す、春は妖艶にして人を誘惑し、夏は熱烈にして人を昏倒し、冬は寒風肌を刺して身心共に萎縮す、秋は然らず、嚴肅の氣宇宙に充ち瑟瑟として人を襲ふ、人又嚴肅ならざるべからず、まことに修養の季なり、讀書の節なり、以て天地と呼應し、自然と融和し、能く徹底し、能く精通するを得べし。

□四季 の内遂に秋の右に出づるものなきか、秋色郊野に滿ち、皎月千里を照す、四山錦鋪を織て、春花の嬌を奪ひ、山溪水涸れて奇石顯る。海には巨口細鱗を一竿の竹に誘ひ或は又一網に打盡するの快あり、晝は清遊に従ひ、夜は夜を專にす、寂寞の感、蕭殺の氣、何れより生せんか、秋風捲雨催愁涙とは詩家の言にして、芦のまろ

さずして風悲ひ冬の如し、獨り人生の内思想充實して考慮圓熟し、百事を裁決して愆なく、萬難に遭ふて屈するなく、遺憾なく其抱負を遂行し得るは四十歳を出てし所謂分別盛の秋なり、抑人生に於て圓滿成熟せるの時は穀物果實に於ても亦豊饒の期なり、噫秋なる哉秋なる哉、只此秋を善用すると否となるのみ。

在監者の危険思想に就て

渡邊圓流

一 我國民思想が建國三千年の歴史に淵源胚胎すといふも萬邦比鄰、隣れや一國の思潮他の民俗に傳播波及するの狀態甚だ急速を極む、殊に歐洲大戰物發以來我國民思想は上下を通じて之が反映を受けざるはなく、人心動搖當局頻りに訓示して之が堰塞がんにことに努む。

肉體を拘束する、在監者は又思想上に彼等の自由を剥がる、は當然である、然るに彼等の抱懐する思想に接するや、遇々社會の惡潮に化せられて彼等より危險思想の口吻の漏るゝを聞くこと決して稀ならず、彼等在監者は未だ之等思想に傾かざるも感化せられ易き傾向を具有す、這は彼等の家庭、境遇、生育、職業、體質、教育、宗教、政治等の極めて複雑せる人生及生活問題の惱みの中に醸成されたるものは云へ、現今我監獄事業中彼等危險思想の撲滅を計りて行かねばならぬといふ國家重大任務の一が吾人司獄者の肩の上に新らしく加はりて來たことを自覺せねばならぬと思ふ。

二

何を以て是をか謂ふ、去る五月本典獄が其會議に上京され、某監に於て或る在監者が看護書籍を利用して暗に危險思想の交換を計り、遂に或る一人は全く同主義者に化せられて出監せるを聞けり云々を物語り且つ注意された、予は暫し之が事實

に挾むべき疑問の餘地を有せり、然し嘗つて社會を震撼せしめたる彼の第七十三條の罪に由る受刑者を三人まで拘禁して居る本監獄にありては相當注意を要する事と思ふた、予遇々本監圖書室にありて看護書籍を閲みするに不圖書中の文字に異様の爪痕を印しあるを發見せり、之を精査するに我國體及至尊の文字の上に強き痕跡を留め一見讀者の注意を惹き彼等の共鳴を促しあるかの如き概あり、其他至尊の文字以外極端危險なる文字を見れば一々快心の痕跡を遺すが如し、唯遺憾なりしは何時何人か斯かる意味ある戯れを演せしやを知る事を得ざるに在り、惟ふに彼の第七十三條罪名者の手によつて成りしものと推察せられざるにあらず、今之が顛末を具體的に記して各監圖書取扱上の參考に供し、併せて圖書購入時の内容精査に一層の注意を要するとの婆心をも添へて置きたい。

三

一、國體及至尊に關するもの(續は文字の上に印せし爪痕を示す)

(イ)前田博士著「佛教思想講話」主従の關係と感恩思想の章下。
日本には萬國に向つて誇るべき萬世一系の皇統を上に戴き開闢以來今日まで美しい國體が持たれて居るのであるがこれは一般國民の上に君を思ふ誠即ち大和魂が發達して居るからであるといふことは今更いふまでもないが、この君を思ふといふ誠の發達して來たのはたゞ上御一人に對してのみでなくして廣く民間にも自身の仕へて居る主人に向つて忠勤を抽んずるといふこと……云々。

萬世一系の皇統を上に載きの文字の上には特に三線を最も強く引つ掻きあるは注意すべく、萬世一系の皇統とか、上一人とかいふ響は彼等の主義の上からは唾棄すべき程毛嫌つて居るのであらう。

(ロ)重野博士著「日本武士道」物部大伴の忠勳章下。

又至尊の御血統の絶えし時繼體天皇は勿論武烈天皇の御後などにもいつも物部大伴の人々が朝廷の大臣として奉戴擁護し天津日嗣に異狀無きを得たるは……云々。

(ハ)同書建武の勤王章下。

後醍醐天皇は朝政を恢復せられんと謀り玉ひ勤王の諸士を募る六波羅奉行の偵知する所となり天皇告文を幕府に賜ひ他意無きを示されて天皇の御企はかくして敗れたり……云々。
建武中興の事業が遂に瓦解されし顛末を讀む吾々國民は實に無念の涙に袖を濡さしむるも、彼等主義者には如何にも痛快の感を與ふるもの、如く天皇の御企はかくして敗れたりの文字の上に印せし爪痕の如きは最も強く全身の快味を揮ひたるが如き形跡あり其執念の深きに驚かれたり。

(ニ)全章下。

是に於て勤王の諸將所在に起り……後醍醐天皇は隱岐に在して官軍の所在に起れるを聞

召し……… 天皇先づ六條忠顯をして京師に入らしむ……… 云々。

天皇と云ひ、至尊と云ひ、又は何々天皇といふ文字を抹消せんとする正しく彼等主義の餘噴ならざるはなし。

二、主義の共鳴に關するもの。

蘆川忠雄著

(イ)人此社會に於て大に活動を爲し奮勵を爲さんと欲せば社會の變轉、世態の推移に伴ふべき必要の智能を備ふるこゝなくんば果して何の用をかなさんや……… 之を池水に徴して見よ、水色蒼然として沈滞不動の域に陥り何等の美觀壯觀を呈することなし然れども奔湍激流は水尋深からずと雖も善く大なる器械を活動せしむる偉效を奏して一見して其壯絶快絶に驚嘆せしむ、人に於ても又然り、姑息因循之れ事とし一定の指示する所に従ふ外何等變通の才を示すと能はずんば無定見無能の譏を免るゝこと能はざるべし。

ざるべし。

(ロ)凡そ一心を一事に込めて實務に當るに於ては其力は眞に豫想外に強大なるものにして、悠々閑適を事とし延期躊躇を唯一の口實と爲す輩の了解すること能はざる程のものありて存す。

(ハ)一事に對して全力を傾注する。必要ある頓悟せは心氣快活、清爽……… 云々。

(ニ)口先ばかり阿諛便佞の辭を弄して切りに同情を得んと欲するが如きは輕薄才子流の徒たるや論なし……… 云々。

(ホ)毅然として自ら標榜する所あらんには……… 云々。

(ヘ)無思想は自己の愚昧を表す、適切の判斷を下すの必要ある場合に於て此の如く機會を缺き正鵠の觀察を下すこと能はずんば安んぞ善く眞個に人情の微妙なる點までも解することを得んや……… 云々。

(ト)尙且儉安の行爲のみをこゝとして一も着實

の思想を備ふること能はざるに終るべし……… 云々。

行文中危激なる文字と彼等の共鳴するものあれば直ちに爪痕を刻みて自ら快を貪り居たるもの、如く、奔湍激流、姑息因循、悠々閑適、頓悟、阿諛便佞、毅然標榜、正鵠觀察、儉安等前後の文自ら彼等の思想を寫すに似たり。

之等の書は多くの監獄に看讀を許してあるものと思考す、書籍選擇上爾後多少にても以て在監者の思想を刺激するの文字あるものを避けざるべからず之れ火に油を灑ぐに似たるべし。

三、處遇上の不平に關するもの、

(イ)極端に嚴格を守る主人が兒女の行爲の不良なるものあるを見れば懇切に垂訓すること無くして一言の下に叱責して敢て假借する所なきものなれども此等は何れも彼等をして單に恐怖心を助長せしむるに止まる……… 云々。

(ロ)彼等にして主人の命に反し若くは一家の平

和を害するが如き行爲あるを見れば溫言を以て莞爾として之を呼び寄せ諄々として辭かに其誤れる所以を指摘し只管之を矯正すべく力めしむるを期せよ……… 云々。

(ハ)他日に至りて手數と煩累の基となるを知らば寧ろ毛髮凜然たるの感なきを得ざるものあるべし……… 云々。

之等の指摘は確かに處遇上の彼等の不平を諷刺し併せて彼等の威嚇をも暗示し居るものと認むるに難からず。

以上は稍爪痕によりて彼等の思想を跡付け得るものを蒐集列示したるものにて此外尙ほ片的なるものあるも今は之を略す。

自由刑者に對する思想上の自由刑の効果を吟味して行くといふことは行刑上重大の問題となつたことを敢て提言したい。(完)

○精神病と犯罪の種類

犯罪とは畢竟するに精神病中に妊娠し發育したる恐ろしき嬰兒である。然らば如何なる母によつて如何なる嬰兒が産まるか、即ち何う云ふ種類の精神病が何う云ふ犯罪を爲すかといふに、

△浮浪罪 には癲癩、白痴、酒精中毒等の類が多い、その一般の理由としては何れも理智的能力、道德的感情の萎縮又は缺乏する疾病であつて、永續的勞働を嫌惡して發作的となり、或は低級なる快樂に饑えて道義奮闘を怠避する等、概して遊惰放逸の生活を好む結果と云つてよからう。殊に癲癩に罹ると人格が一變して所謂癲癩性質なるものを醸成すると同時に、發作の前夜が又發作の代理症として朦朧状態なる意識障礙が必ず附隨するものである。而して數日數月間何等の目的なく流浪して覺醒後と雖もその記憶は凡て去れるが如く、自己の行爲に對しては宛然相關せざる人の如く、たとひ漠然たる行爲の意識を有する時ありとする

も、恰かも他人がかゝる行爲を爲したるかのように語るものである。それから明思性謔妄夢中遊行であるが、是は症狀の點から云つて意識溷濁の度前者より強烈ではないが、外界を領得する能力が強度に侵され、之に多様の妄覺併發し誇大妄想の爲め指南力を害され、刺戟性苦悶性に陥りて犯罪を見るのである。

△官吏抵抗罪 は酒精中毒及躁病者に多く見られる、其理由は病的爽快、注意力散漫、自家意識亢進等を主徴候とする故に、何事にも自ら關係して容喩しなければ止む能はざるに至るものである。又麻痺性痴呆と稱する疾患に罹ると先づ第一に審美的、道德的感情が荒廢すると同時に、誇大妄想を必發して諸處を徘徊して酒色に耽溺し、而かも無錢飲食などをするに至る。

△誹毀罪及不敬罪 は妄想狂患者に多い、殊に好訴病、妄想性痴呆、偏執病等に夥しく發見される斯かる患者は自己の考へが妄想であるとの觀念が

なく、全然妄想の魔の手に捕虜とされて氣が付かない結果、若し人と衝突する場合には妄に人を譏諷罵詈し、或は之を諸官署に訴へ、進んでは世界の大統領帝王に致書して不敬を爲すのである。

△殺人罪及毆打創傷罪 の最も多きは中酒狂である。要するに中酒家の犯罪は道義感情、感動異常乃至精神朦朧等に基き、意外の大罪を犯すものである。而してこの症狀を五種類に大括することが出る。一、酒毒性痴呆症、二、酒毒性愛戀症、三、酒毒性粗暴症、四、酒毒性不徳症、五、酒毒性色慾症等である、又急性精神病、白痴者、臆病、癲癩、外傷性精神病等も恐ろしき犯罪を爲すことがある。

△自殺罪 愛戀症には間接の自殺と稱するものがある。普通の自殺は出來ない。其理由は苦悶憂鬱の爲めに捕はれて判断力、決心力を缺くからである。自殺罪最も多きは神經衰弱である。この患者は自己本人は癲癩と異り、自己の不幸、苦痛、

恥辱は悉く他人が悪い故であるとか、又天が幸福を與へぬ故であると爲し、遂に厭世觀を起し華嚴の瀧又は淺間の噴火口に投ずるが如きは、多くの種に屬するものである。

△猥褻罪及姦淫罪 は概して白痴、老耄病、癲癩、各種精神病後の痴呆に多く見る處である。就中老耄病者は處女に向つて多數に行はるゝとは主として色慾晚發の結果と、智力衰弱の爲めに基因するものである。其他神經病性體質の者又は色慾倒錯者にも多い。此場合には生理的交接は何等の意味なく、非生理的不自然的のことによつてのみ快感を惹起するものである。色慾倒錯には左の三種がある。一、同性に對する色慾倒錯、二、異性に對する色慾倒錯、三、色慾遠期症である。又虐待淫亂症、食肉症、殺人的快樂症、淫樂性渴血症、鞭撻症、被虐待症、又屍姦症の如き最も恐るべき犯罪病がある。

△放火罪 の最も多きは白痴者で殊に若い女に

多い。智力零碎の判断力を欠き、僅かに色慾を満
足せしめむとの觀念から出づるものである。次い
で多きは癡癩患者の放火である、本症は朦朧状態
に伴ふて幻視が起る、眼底に赤いものが映じて來
る、すると夫れが血に見えたり火に見えたりして
來ると、人を殺せといふ合圖の如く、又天爐放火
を命令する如く思はれて不知不識犯罪するのであ
る。

財産に關する犯罪、窃盜、隱匿、詐偽、強盜
等は白痴に多い。是は、善惡尊卑等の思慮分別す
る能力を缺如するもので、所有的觀念の錯誤を見
ることがある。極端なる吝嗇、無錢遊興等も亦本
症において多くを發見する。(警察協會雜誌)

通信

○前橋通信

△職員家族會 當監獄職員同盟會の事業として

は、大體十種に別けてあるが、其中の家族會と少
年會とを兼ねて、七月三十日明治天皇祭日に於て
開催された、當日は、監獄の會議室が九十五度と
いふ燬くが如き暑さであつたにも拘はらず、參會
者は二百有餘名と云ふ多數で公會堂には到底入り
切れず、室外前庭に莫塵を布いて漸く間に合せた
様な譯、幸ひ暑いながらも晴天であるから是れで
も濟むだが、若し雨天であつたなら、會場の狹隘
には殆んど困つたのである、是れは今回斗りでは
なく、毎回困難を感じるもので、典獄も常に心配さ
れ、我々會員も、是非何とか會の度毎に恁んな心
配の無い様にして貰ひ度いと希望して居るが、そ
こが官の建物で、左様に意の如くならぬのは餘儀
ない次第である、斯やうな譯で會は午前十一時半
に始まつた、龍野教務主任の開會の辭、「君が代」の
合唱、會長渡邊典獄の訓話、龍野師の講話と云ふ順
序で有益なお話があつて大體の式を了り、次で。
△外米の試食會 と云ふことになつた、一體今回

の集合は、學校の生徒が、八月一日から夏季休業
になるから、此間例年の通り少年講習會を開いて、
休業中無益に過ごさせぬやうにしやう、夫れには
家族の人々に其旨趣を傳へ、又少年にも其意を含
めて勉強させやうと云ふのが一つの目的、夫れと
同時に此機會に於て、天井知れずの物價暴騰に對
する策として、能ふ限り家族の働きを勤めて收入
を斗ると共に、一面生活費の節約を圖らねばなら
ぬ、夫れには日常の主要物たる食糧の研究が第一
の問題である、と言ふところから典獄の主唱で
標題の催になつたのである、此試食と云ふのは、
外米七分に北海道豌豆三分の混炊で、少量の鹽氣
を附け、今一つは、外米七分に挽割麥三分の混炊、
此二種、副菜としては馬鈴薯と隠元の煮込、茄子
の鹽漬と云ふ御馳走、偕て愈々一同箸を取り、大
きな茶碗を手にしたときには、宛然一大平民食堂
と化し、和氣真に堂に満ちた、水入らずの一家
族、斯んな露々たる簡易食堂は、他には容易に見

られぬことである、と思はず、快哉を叫んだので
あつた、斯くして一同は御馳走に有り付いたが、
分量の多いのと曇き方の宜かつたのか、仲々美味
い、就中豆飯は最も賣れが宜かつた、蓋し婦人や
少年の嗜好に投じたからでもあらう、何れにせよ、
我々以下の階級で、外國米は不味いから喰へぬな
ぞと言ふのは、贅澤か、體裁か、然らざれば時難
(時局の影響に因る物價の騰貴に伴ふ生活難など
とは面倒だから小生は之を時難と謂ふ)に罹らぬ
人であると謂ふて宜からうと思ふ、政府が、米價
の調節に付、色々御心配下さるが、我々が、各
自に生活上の調節を考究實行したならば、自然米
價の調節が取れるかどうかは知らぬが、少くとも
我家政の調節策として喫緊事であるのみならず苟
も食用に供し得べき物なれば、何でも喰ふと云ふ
習慣を作ることが將來のために必要であらう、試
食會の催しは、畢竟夫れ等が目的であると思ふ。
△少年夏季講習會 は今回で第四回目である、昨

年は、不幸にして公會堂居住者中に傳染性病者が在つた爲、已むなく休會したのであつたが、本年は其れ等の支障が無いから、八月一日から始められたのである、此會も追々其旨趣が會員家族に透徹したので、一面には、尋常三四年位迄の子弟が、腕白振を發揮して、家族の職業の邪魔をすることが感ぜらるゝ無くなること云ふ、色々な利益のあることが感ぜられたのであらう、初めは監獄官舎の少年斗り位であつたのが段々と一般職員の子弟が出席して、三十餘名から四十餘名と云ふやうに、回毎に増員して、今回は六十何名と殖へ、寔に好氣運に向つたのは、自他共に喜ぶべきことで、前にも申した如く、今や室内が狹隘を告げ、此上收容の餘地がなく、いと云ふ有様に進むで来たのは、何よりの仕合である、と感謝して居る次第である、夫れから。

△共同購買のことが、此れは大正二年から職員同盟の規約中に、一通り定めてあつて、最初購買希望者は我々官舎居住者位であつたが、是亦

興獄が、此大きな團體が、必要品を纏めて購買したならば、商人の方でも一手に多量の商ひが出来、各個に配達の手數もなく、代金も個別に取立てる世話も要らず、安心して相當の商をすることが出来るから、勉強して廉賣も出来る、随つて一同が多大の利益を得ることであるから、是非勧誘して實行したいと豫て心配された、然し銘々の都合もあり、又諸般の事が、實際利益のあることであつても、強制的に行くと兎角何彼れと苦情が起る、反感が生じ易い、是非各自が利益のあることを認めて、進むで居る様でなければ、折角の骨折も効が無い、又事業が進歩しないから、氣運の趨くところを見ねばならぬと云ふ意見を持て居られて、從來毫も強制がましいことなく、全く任意であつた、ところが、物價は日一日と騰貴する、愈々益々共同購買の利益と必要とを感ずるものが多いから、氣運が向いて来たところから、今回規約を改正して、從來無かつた購買資金を備へて、現金買

を行ふことにし、各自毎月の購買見込額相當の金額を出資(貯金あるものは之を拂戻して提供する)ことを認め、購買代金は俸給受領の際引去つて資金を補填し置くこととし、又資金を豫納し得たるものと雖も、希望によりては、成るべく購買品を分配してやることに改正したのであるが、此事業も、幸に漸次進展して、多數の加入者が出来、購買高は、最初一ヶ月三四百圓位であつたのが、現今では千四五百圓から千七百圓位に上つたので、商人も勉強し、各方面から競争的に申込みで來ると云ふ有様に進むで參つた、購買品は、主として米麥、薪炭、醬油、味噌等であるが、其外追々何品にても、隨機購買する方針で、折角廉價購買に努めて居る。

△家族の内職と質素の風、勤勉努力、質素儉約と云ふことに付ては、典獄は公私を問はず、有ゆる機會に於て、極力奨励せられたるが、之れが家族に徹底して、何れも相當の業に勵み、生活費

を補ひ、一面虚飾華奢を避けて、質素を旨として居ることは、婦人や少年の會同する場合に於て、確かに證據立て、居る、一體良い着物、美味い物は老幼男女の別はない、何人も望むことではあるが、殊に、食物よりも、着物に力を入れたがるのが婦人の通有性であるから、隨て、各種會同の際などには、兎角此事が一つの原因で、思ふ様に參らぬ又中には、先づ引込思案と云ふ弊がある、然るに、一方に内職に勵むことになると、他方には自然質素の考が起る、延いて多少餘裕が有つても、骨を折つて得た金は費ふに勿體ない、まあ買物は見合、と云ふ所謂一舉兩得、勤勉と質素儉約の兩善を得ることになる、此風が追々と我家族の間に養れ其結果が、此空前非常の時機に打克ち、主人公をして、能く精勤を勵ましめつゝあると云ふ事實は、畢竟長官平素の指導奨励の旨趣に副ひたる、家族の内助の實が現はれたものであつて、寔に我々の仕合此上もなきことであるから、將來益々此良

風を助長して、お互の幸福を増進することを希望に堪へぬ次第である。(前橋監獄高田生)

彙報

○被告入逃走 神戸監獄橋通出張所拘禁窃盗事件被告人岸澤竹松は八月十四日午前神戸區裁判所に出廷懲役五年を檢事より求刑あり同日は同事件の公判を閉ち歸監の爲め騒擾事件被告人多数と共に看守一名に戒護せられ退廷したり戒護者は他に一名ありしが殘部被告人の公判終らざるより法廷に残り居たりしが前記岸澤は被告人の數に比し戒護者の只一人なるを幸とし突然手錠を脱し捕繩を帯と共に腰下に落下せしめ直に裁判所正門より逃走せし戒護者は他に五人の被告人を連れ居れることと如何とも施候なく歸監後其旨を報告し警察と協力追跡捜索せしも遂に逮捕に至らざりき。

○受刑者其謀逃去 三ヶ監獄在監者窃盗懲役十二年尾崎種松、同懲役十五年村千代吉、同十二年蒲原福太郎の三名は孰れも果犯者にして中村及蒲原は共に肺結核患者として同病監に收容せられたり然るに尾崎は從來再三逃走を企圖せる疑ありしに適疾病にて病監に收容せらるゝ身となりしを幸とし逃走の念却て斷つ能はざるのみならず前記中村が不恰の病覺に侵され悲劇の

極自殺を遂ぐるに如かずと心算かに思ひ居るを見抜き之に逃走を説き尙蒲原にも同様語りしに彼等は孰れも曾て大阪監獄に在監せしことある關係より茲に普思の合同成立と遂に包藏用意の洋釘に有合せの竹切にて床板を外し地下を掘り前後約一ヶ月を要して堀外に達するを得て八月十三日夜中地中の穴より逃走したり右の逃走事故發見後監獄にては直に所轄警察へ打電して協力の上追跡逮捕に向ひたり然るに十四日午前尾崎種松は佐賀縣鳥栖警察署の手に逮捕せられ中村千代吉も同日門司停車場にて看守に逮捕せられ兩名共即日收監するを得たりしが蒲原福太郎のみは未だ就縛に至らず。

○逃去者逮捕 七月一日京都監獄在監囚懲役十年柳瀬喜逸走之件は前々號にて之を報道せしが七月二十七日兵庫縣警察署に於て窃盗被告事件として檢擧せし宮西明は其指紋對照の結果右柳瀬源喜が疑名せるものなること判明し茲に同人も復又入監の身となりたり。

○受刑者の傷害 大阪監獄監禁懲役五年因野村繁補及懲役一年因松元信行の兩名は革網工業に従事せる者なるが薬品の置方が作業の邪魔に成る成らぬより口論の末松元は野村に對し鞭多呼ばばりをして野村は平素より特種部落民として擯斥せられ頗る不滿の折柄なれば直ち忿怒一時に勃發し突然革網用刃刀を以て松元に切付け肩胛部に休業が日間を要する傷害を負はしめたり。

○殺死七名 神戸監獄姫路分監入監中の殺人被告人伊藤直市はしめたる罪により刑に問はれ父は死す身に入監遂に無期刑に處せらる然れ共入監以來別狀なく牛歳を経過せしも平日より悔悟の狀ありしが遂には思ひ詰まりて悲觀の末八月九日未明前者の方法と同體にて縊死せり。▲名古屋監獄入監死刑囚今井佐吉は昨午に至りては別に行動に異狀なく平穩就役し居たりしが八月十一日午後七時頃居房にて縊死す發作的所爲ならん。▲名古屋監獄在監受刑者窃盗懲役一年大塚留三郎は瘵で疥癬を患ひ近來稍快方に向ひたるも健康不勝なるを悲觀し八月十二日未明縊死して厭世自殺を爲す。▲大阪監獄若松分監在監女被告人西森民は殺人事件にて死刑の言渡を受け上告中の處刑に動作の異常を認めざりしが遂に八月十二日午前十時過密格子上所持のメリスス振帯を掛け縊死す原因は極刑の絶望によりしならん。

○受刑者の變死 高知監獄在監懲役四年六月平川武七は同監事務所改築工事の地突に従事申八月二十日過て地突棒にて頭部を強打し人事不省に陥り其後醫療を加へしが結果は良好ならず遂に二十二日午後一時腦震盪症にて死云したり。

○小松出張所事務開始 金澤監獄所轄の同出張所は七月二十日より事務開始せり。

は豫審中に屬し行動何となく落付かざる模樣あるを以て特に意を用ひ居たりしが七月二十九日監房窓格子に兵兒帯を結び付け縊死したり原因は確かならざるも妻が先夫と義通せるものと邪推し之を殺さんとして重傷を負はし其爲めに入監するに至りしものなれば今となりて真心の阿責に堪へざるに因りしもの、如し▲山口監獄在監囚森山文藏は窃盗囚にして第一第二の懲役加算して十五年を定められたるも近時行動頗る改善し作業成績も良好にして勉勵の模範明かに見え又他囚との折合も悪しからず頗る善。囚として階級最上第二級に進み居れるも如何にしたりけん八月十八日午後十一時過着用の帯にて縊首死亡したり其原因は更に不明なるも頃者季節の變改時にして精神に異常の結果發作的に悲觀の末自殺したるものならんとの觀察なり▲大分監獄在監窃盗未遂懲役二年廣岡盛夫は入監以來行狀不良にして作業に勉勵せず又口實を設けて安逸を貪らんとし其間痛着不正不買囚の筆頭に在り然も他囚を惡感するの虞ある厄介者なりしが斯る者は兎角感激身に迫るに當りては前非を悔ゆることも亦甚だしく恰も七月三十日の祭日に當り教誨の席に於て先帝御聖徳の教話ありし際非常なる感動ありしもの、如く慚愧身を處するを知らざる情持に著しかりしが其極に

てあらんか遂に七月三十一日着用の帯を以て窓格子に通し縊死したり▲尾崎監獄在監無期懲役囚大平六六は實父が賭博を好み破産を顧みず家産を消費し生計困難なるも尙収めざるを見兼ねて逃走せししも父の容れざる虞より殺す共なく亂打暴行の結果重傷を負

日新宿大宗寺に於て執行せられ谷田司法省監獄局長以下東京及近縣各監獄職員僚友其他知人二百餘名の參會者にして式は莊嚴に行はれたり



○立太子禮獻上品ニ關スル兒玉

内閣書記官長通知書

大正七年八月

兒玉内閣書記官長

鈴木司法次官殿

立太子禮獻上品奉呈濟ノ儀ハ去ル五月八日及御通知候處右殘務過日結了シ別紙ノ通文部次官ヨリ報告有之候間經費ノ收支決算書相添更ニ及御通知候

(別紙)

立太子禮奉祝獻上品ノ製作ニ關スル報告書別紙ノ通り調製致シ候ニ付此段及御報告候也

大正七年七月三十一日

文部次官 田 所 美 治

内閣書記官長 伯爵兒玉秀雄殿

▲報告書

大正五年十一月立太子禮ノ舉行セラル、ヤ全國ノ文官一同ヨリ奉祝品獻上ノ舉アリ小官次官會議ニ於テ獻上品ノ考案及製作等ニ關スル一切ノ委任ヲ受ケタルヲ以テ先ツ獻上品ニ關スル委員會ヲ設ケ小官委員長トナリ委員ニハ東京美術學校長正木直彦文部省宗教局長柴田駒三郎東京帝國大學工科大学教授工學博士伊東忠太東京女子高等師範學校教授荻野仲三郎文部省督學官重田定一文部省參事官黒澤次久東京帝國大學工科大学助教授工學博士關野貞文部省囑託中川忠順同福井利吉郎ノ九氏ヲ任命シ直ニ數回ノ會議ヲ開キ各省ヨリ提出セラレタル二三ノ考案ヲモ參考トシテ慎重審議ノ結果我國上古ヨリ現代ニ至ル迄ノ日本畫歴史畫帖竝帝國ノ景觀ヲ示スヘキ西洋畫數點ヲ調製シ御室内裝飾品トシテ獻上スルコトニ決定シ歴史畫帖ニ就キテハ委員ノ一人故文學博士重田定一氏ニ畫題ノ選定

ヲ囑シ其ノ選定ニ成レル原案ヲ議題トシテ更ニ數回ノ委員會ヲ開キ漸ク三十六個ノ畫題ヲ確定シ之ヲ十二枚ツ、三冊ノ畫帖ニ收ムヘキ計畫ヲ定メタリ又西洋畫ニ就キテハ委員會ニ於テ熟議ノ結果日本内地及新領土ニ於ケル七個ノ畫題ヲ選定セリ、畫題ノ選定終ルヤ擔當畫家ノ選定ヲナスカ爲前記委員會ニ更ニ數人ノ先進畫家ノ出席ヲ乞ヒ審議ノ結果日本畫ニ關シテハ三十六人西洋畫ニ關シテモ亦七人ヲ選定シ日本畫西洋畫共各一枚ツ、ノ揮毫ヲ爲サシムルコト、セリ。

是ニ於テ大正六年五月日本畫ニ關シテハ先ツ三十六人ヲ會同シテ揮毫ノ承諾ヲ求メ尙各人ノ擔當スヘキ畫題ヲモ決定シ大正六年七月迄ニ各自下畫ヲ完成シテ更ニ一回其ノ持寄會ヲ催フシ互ニ隔意ナキ批判ヲ試ミ以テ成ルヘク完璧ヲ期センコトノ申合セヲナシ直チニ下畫ノ製作ニ著手セリ西洋畫ニ關シテモ亦一回擔任畫家ノ會合ヲ催フシテ各人ノ擔當ヲ定メ大正六年十月迄ニ完成スヘキ豫定ヲ

以テ各自直チニ各方面ニ向ヒテ寫生旅行ニ出發セリ。
今日日本畫並西洋畫ノ畫題及擔當畫家ヲ舉クレハ左ノ如シ。
日本歴史畫帖

- 天
- 一 大極殿朝賀 小堀 精吾
 - 二 菅原道真幼時の射的 松本 楓湖
 - 三 巨勢金岡聖賢障子をゑがく 吉川 靈華
 - 四 源隆國雜談を聞く 結城 素明
 - 五 藤原公任三船の才 菊池 契月
 - 六 源義家兵法を學ぶ 前田 氏實
 - 七 源義光笙を吹く 磯田 長秋
 - 八 平重盛父を諫む 川合 玉堂
 - 九 平忠度歌を留む 松岡 映丘
 - 十 源頼朝富士野に狩す 津端 道彦

- 士 藤原俊成九十賀を賜はる 川崎 小虎
- 三 元冠殲滅 前田 青村

地

- 一 藤原藤房唱和し奉る 安田 鞠彦
- 二 兒島高德櫻樹に詩を題す 山川 永雅
- 三 名和長年御舟を迎へ奉る 大坪 正義
- 四 新田義貞鎌倉に討入る 伊東 紅雲
- 五 楠木正成の訣兒 村田 丹陵
- 六 北畠親房陣中に書を著はす 村岡 應東

- 七 菊池武光少貳頼尙を討つ 尾竹 國觀
- 八 雲舟の寫生 寺崎 廣業
- 九 毛利元就嚴島神社に詣て、大志を語る 小林 古徑

- 十 上杉謙信月を陣中に賞す 小山 榮達
- 十一 織田信長皇居を造營す 河合 英忠
- 十二 豊臣秀吉鳳簪を聚樂邸に迎へ奉る

人

長野 草風

- 一 徳川家康江戸城を築く 下村 觀山
- 二 徳川光圀大日本史を著はす 野田 九浦
- 三 大石良雄等故主の仇を復す 鍋木 清方
- 四 新井白石朝鮮の使節に應接す 中村 岳陵
- 五 徳川吉宗の放鷹 木島 櫻谷
- 六 竹内式部の講書 西村 青歸
- 七 上杉治憲能を舞ひて養父を慰む 齋崎 英明
- 八 松平定信海岸を巡視す 尾形 月耕
- 九 本居宣長の勉學 飛田 周山
- 十 島津齊彬の尊王 池田 輝方
- 十一 憲法發布 平福 百穂

十三 紫宸殿御即位禮奉賀

高取 稚成

西洋畫

富士

和田 英作

鳴門の瀬戸

中川 八郎

朝鮮水原

中澤 弘光

朝鮮牡丹臺

金 觀 鎬

臺灣打狗港

石川 寅治

樺太中里附近

安田 稔

滿洲鐵嶺

山本 森之助

越エテ七月日本畫ノ下畫ハ既ニ完成ヲ告ケタルヲ以テ曩ノ申合セニ基キ持寄會ヲ催フシテ互ニ批評ヲ試ミ其ノ結果或ハ多少ノ修正ヲ試ミタルアリ或ハ實地ニ地方ニ出張シテ更ニ構圖ヲ改メタルアリ斯クシテ下畫全部確定セルヲ以テ直ニ本圖ノ揮毫ニ著手スルコトトシ大正六年十月中ニ全部完成スヘキ申合セヲナセリ。

之レト同時ニ歴史畫帖ニ關シテハ各畫面ニ其ノ

解題ヲ附スルノ必要ヲ認メ再ヒ之カ起草ヲ故重田

文學博士ニ依頼シ案成リテ之ヲ委員會ノ議ニ附シ更ニ二三專門大家ニ批評セシメ茲ニ解題ノ成案ヲ得タルヲ以テ天ノ卷ハ學習院教授尾上八郎氏ニ地ノ卷ハ御歌所寄人大口鯛二氏ニ人ノ卷ハ御歌所寄人坂正臣氏ニ揮毫ヲ依頼シ大正七年三月上旬之カ完成ヲ見ルニ至レリ。

以上ノ如キ經過ヲ以テ西洋畫ハ大體豫定ノ如ク大正六年十月中ニ全部完成ヲ告ケタルモ日本畫ハ其ノ點數ノ多多キト揮毫ニ意外ノ日子ヲ要セルトノ爲時々怠ラス督促セルニ拘ハラス本年三月ニ至リ漸ク全部ノ完成ヲ告ケタルニ至レリ。

之レヨリ先キ歴史畫帖ノ裝訂ニ關シテハ全部ヲ委員ノ一人ナル正木美術學校長ニ委嘱シ同氏多大ノ盡力ニヨリテ大正七年四月大要左ノ如キ三冊ノ歴史畫帖ノ裝訂ヲ終レリ。

歴史畫三十六題之を天地人三冊の畫帖に收めて精華帖と名づく題毎に文學博士重田定一草する

施し函の内面には赤地錦を襯貼し蓋裏には蓬萊窟山の圖を描金せり函全部の製作は髭工吉田包春の擔任する所なり。

畫帖各冊は折疊式帛紗に裏み二條の紫白平打紐を以て之を縮ひ出納に便ならしむすへて道明新兵衛の調進する所なり

又本獻上品ノ考案及製作ニ關シテ小官委任ヲ受ケシ以來各殿ノ庶務ニ就キテハ委員中ノ黒澤文部省參事官特ニ之ヲ擔任シ上述ノ如ク滯ナク其ノ完成ヲ見ルニ至レリ。

立太子禮獻上品調製費收支決算

收入

一金壹萬七千七百六拾貳圓七拾七錢 釀金總額

一金六百貳拾貳圓八拾壹錢 右金利息

計金壹萬八千參百八拾五圓五拾八錢

支出

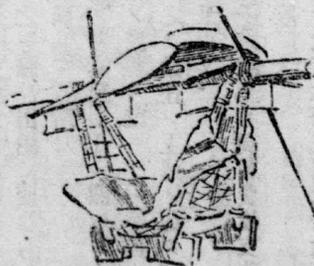
一金七千貳百圓

日本歴史畫帖揮毫料 三十六人分

所の簡明なる詞書を付す詞書は畫に對して置きたる各色各様の雲母摺織色紙に認めたるものにして尾上八郎大口鯛二坂正臣順次に天地人各冊の詞書并に外題を書寫す畫帖の製作見返しの金銀砂子末箔切箔等の莊飾と外題并に詞書の料紙は田中親美の謹製する所なり畫帖の外被は古様獅狩文に多少の新意を加へたる倭錦を新に織成して之を用ひ四隅には獅子牡丹文の銀臺鑲金の透彫鉸具を打ちたり此鉸具は四隅夫々獅子牡丹の姿態配置を異にするのみならず各冊表裏悉く變化を試みたるものにして、帝室技藝員小堀新吾の考案并に下圖に據り髭工藤島三郎の製作する處なり。

畫帖を納むるに三段重の函を以てし各函一冊を納むるものとす三段函は之を臺几上に置き第一重には蓋を設く總て蠟色平地とし蓋表、函の側面臺几を通して松喰鶴の文様を描金し間々螺鈿を嵌入して同様を錨起せり各函には錫線を

- 一金貳百圓 解說書取調料
- 一金參百六拾圓 解說書揮毫料 三人分
- 一金貳千七百七拾七圓八拾錢 畫帖製作費
- 一金九拾圓 繪絹代
- 一金貳拾四圓五拾五錢 絹裱代
- 一金四千九百圓 洋畫揮毫料 七人分
- 一金九百四拾五圓 洋畫額椽 七面代
- 一金壹千四百四拾貳圓四拾四錢 實地寫生出張旅費
- 一金壹百圓 寫真攝影費
- 一金參拾圓 印刷費
- 一金百六拾圓 取調囑託者及事務取扱者數名ノ謝金
- 一金百五拾五圓七拾九錢 通信運搬費其他諸雜費
- 計金壹萬八千參百八拾五圓五拾八錢



指紋法解説

菊判百五十八頁
 挿畫百九十五個
 實費金三十五錢
 郵税金六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ
 ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

發行所

東京市麴町區西口比谷町一番地

監獄協會

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
 實費金二十四錢
 郵税金六錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關
 シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ
 編述シタルモノナリ

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號

東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正七年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
 編輯人 北島良吉
 印刷所 東京市四谷區受住町二番地
 印刷所 東京市豐町區有樂町二丁目一番地
 發行所 東京市豐町區西日比谷町壹番地
 電話新橋壹六八番
 監獄協會
 賣捌所 東京市四谷區受住町二番地
 東京書院